

「さのまる郷土愛デザインマーク」使用の手引き

令和3年6月

1 趣旨

さのまる郷土愛デザインマーク（以下、「マーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 マークのデザイン

マークのデザインは、次のデザインとし、4C（フルカラー）2種、またはグレースケール2種の4種類とする。



4 C



グレースケール

3 マークの使用基準

マークを使用できる基準は、次のとおりとする。

- (1) 佐野市民、市出身者及び市内事業所が主体的に作成・使用するものであること。
- (2) 市のPRに寄与するものであること。
- (3) 市及びさのまるの品位を損なわないものであること。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。

4 マークの使用報告

マークを使用する際は、使用者・用途・作成数・使用する製作物の見本を既定の報告書（別記様式第1号）または任意の様式で都市ブランド推進課へ報告するものとする。

5 順守事項

マークを使用するものは、各号を順守しなければならない。

- (1) マークのデザイン・形状・色を変更しないこと。
- (2) マークの付近に市が指定する著作権等の表示を行うこと。
- (3) マークのデザイン上に、新たなデザイン・装飾の追加は行わないこと。
- (4) 販売するものに使用する場合は、「佐野ブランドキャラクター使用申請書」を提出しなければならない。

